

ID: 20

担当部署: 各課共通

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	大河原町分担金等の督促及び延滞金に関する条例 第3条		
例規番号	昭和41年条例第17号		
【基準】 第3条の規定による。 (延滞金の額及び徴収方法) 第3条 延滞金の額及び徴収方法については、大河原町町税条例(昭和25年条例第41号)の例による。			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日